

事後審査型一般競争入札の執行について

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱（平成 2 0 年告示第 6 8 号）による事後審査型一般競争入札を次のとおり実施するので、佐久市財務規則（平成 1 7 年規則第 3 9 号）第 1 0 5 条の規定により公告する。

令和 8 年 7 月 8 日

佐久市長 柳 田 清 二

1 入札対象業務

業 務 名 （ 発 注 課 ）	令和 7 年度(繰越)農村地域防災減災事業 ため池（山梨大池・7 号）地震耐性評価業務（経済部 耕地林務課）
業 務 場 所	佐久市桑山 492 - 1,2,3、516（八幡区）
業 務 概 要	ため池地震耐性評価業務 各 1 箇所 ・測量業務 : 山梨大池 路線測量 L = 0 . 0 4 8 k m 山梨 7 号 路線測量 L = 0 . 0 4 6 k m ・地質・土質調査業務 : 山梨大池 ボーリング調査 h = 7 . 8 m ほか 山梨 7 号 ボーリング調査 h = 1 0 . 0 m ほか ・調査・解析業務 : 地質・土質調査解析 各 1 業務 ・設計業務 : 実施設計、堤体設計 各 1 箇所
履行期間	契約締結日から令和 9 年 2 月 26 日まで
備考	・入札書及び見積書の様式は、市ホームページの入札・契約関係様式に掲載している「1-1 入札書・見積書」を使用すること。

2 入札参加資格要件

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱（平成 2 0 年告示第 6 8 号）第 4 条の規定に基づき、上記業務の事後審査型一般競争入札に参加できる者は、佐久市建設工事等入札参加資格者名簿に登録されている者で、次に掲げる要件を入札公告日から落札決定日まで全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 1 項又は佐久市財務規則第 1 0 3 条第 1 項の規定に該当していないこと。
- (2) 佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第 4 条第 3 項及び第 4 項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 佐久市建設工事等入札参加資格者名簿において、地質調査かつ建設コンサルタント（地質）又は（土質及び基礎）の登録があり、県内に本店・支店等の登録があること。
- (4) 国又は、地方公共団体が発注する業務で、業務内容として農業用ため池の地震耐性評価を行ったことがあること。
- (5) 仕様書に記載の技術者（有資格者）の配置ができること。技術者（有資格者）は、入札参加申請日以前 3 か月以上の恒常的な雇用関係があり、かつ国又は地方公共団体が発注する業務で、業務内容として地震耐性評価を行う技術者（有資格者）として配置された経験があること。

3 入札の日程等

入札手続等	期間 ・ 期日等	場所 ・ 留意事項等
設計図書等の閲覧	令和 8 年 7 月 8 日（水）から 入 札 日 まで	・ 市ホームページへの掲載、佐久市経済部耕地林務課（本庁 4 階）
入札参加申請受付	令和 8 年 7 月 8 日（水）から 令和 8 年 7 月 15 日（水）まで （最終日は午後 5 時 15 分まで）	・ 提出書類は「事後審査型一般競争入札参加申請書（様式第 1 号）」原本・副本各 1 部、「誓約書」1 部とする。 ・ 「入札資格要件（4）」に示す履行実績を証する書類 1 部とする。 ・ 「入札資格要件（5）」に示す履行実績を証する書類 1 部とする。 ・ 佐久市経済部耕地林務課（本庁 4 階）へ郵送（当日消印有効）または持参により提出のこと。
設計図書等の入手	令和 8 年 7 月 8 日（水）から 入 札 日 まで	・ 金抜設計書及び仕様書は市ホームページよりダウンロードすること。
設計図書等に関する質問受付	令和 8 年 7 月 9 日（木）から 令和 8 年 7 月 15 日（水）まで （最終日は午後 5 時 15 分まで）	・ 質問書様式は市ホームページよりダウンロードすること。質問内容がわかるように具体的に記載すること。 ・ 佐久市経済部耕地林務課へ郵送（当日消印有効）または持参により提出のこと。
質問回答の期日・方法	令和 8 年 7 月 16 日（木）以降	・ 発注課より市ホームページにて回答する。
入札開札日時・場所	令和 8 年 7 月 24 日（金） 午前 10 時 30 分から（郵送不可）	・ 佐久市役所 南棟 3 階会議室
落札者の決定等	・ 予定価格の制限の範囲内で、最低の価格で入札した者を落札候補者とする。 ・ 落札候補者は入札参加資格確認書類を候補となった日又は翌日（閉庁日の場合はその翌日）に提出すること。 ・ 審査は、落札候補者から提出のあった入札参加資格確認書類を審査し、入札参加要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、予定価格の制限の範囲内で応札した次順位者の最低価格入札者から入札参加資格確認書類の提出を求め、順次審査を行い、入札参加資格を満たしている者 1 人が確認できるまで行うものとする。 ・ 落札者の決定は、原則として、確認書類が提出された日から起算して 2 日（閉庁日の場合はその翌日）以内に行うものとする。 ・ 落札者を決定したときは、直ちに落札者に対し電話の方法により連絡する。 ・ 入札参加資格がないと認められた場合は、入札参加資格審査結果通知書（様式第 4 号）により通知する。 ・ 入札参加資格がないと認められた者は、通知を受けた日の翌日から起算して 10 日（閉庁日の場合はその翌日）以内に、市に対して競争入札参加資格がないとされた理由説明請求書（様式第 5 号）により、その理由について説明を求めることができる。説明を求められた者に対しては、書面を受理した日の翌日から起算して 10 日以内に書面により回答するものとする。	
入札参加資格確認書等提出について （落札候補者）	・ 提出書類は「事後審査型一般競争入札参加資格確認書（様式第 2 号）」1 部、「技術者配置届」（資格証の写し、雇用関係を証する書類、経歴書）1 部とする。落札候補者として決定された日の翌日（閉庁日の場合はその翌日）までに持参にて提出すること。なお、郵送等による提出は認めないものとする。 ・ 入札参加資格確認書類を提出しないときは、当該入札者の行った入札は無効とする。 提出場所：佐久市 経済部耕地林務課（本庁 4 階）	
入札結果の公表	・ 佐久市企画部契約課（本庁 4 階）において閲覧にて公表する。	

4 入札事項等

入 札 事 項	・入札回数は2回とし、第2回の入札をしても落札できないときは、第2回の最低入札者と地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約とする。この場合の見積回数は2回までとする。 ・落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 ・入札時には金抜設計書に見積もった金額等を記入の上、持参すること（必要に応じ提出を求める場合もある。）。 ・代理人が入札書を提出する場合は、併せて委任状を提出すること。なお、全ての応札者は本人であることが確認できるものを持参し、受付に提示すること。
低入札価格調査制度	・適用なし
最低制限価格	・適用なし
入 札 保 証 金	・免除 （ただし、落札者が契約を締結しない場合、見積額の総額の100分の5の納付を要する。）
契 約 保 証 金	・契約請負代金額の10分の1の金銭的保証 （ただし、佐久市財務規則第124条第2項に該当する場合は契約保証金に代わる担保の提供とみなし、同条第3項に該当する場合は免除する。）
前 払 金	・適用なし
中間前払金	・適用なし
部 分 払 金	・適用なし
債務負担行為	・適用なし
入札の無効	・佐久市財務規則第111条及び佐久市建設工事事務処理規定（平成17年訓令第54号）別記入札心得第8条の規定による。

5 その他の事項

- ・佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱、佐久市財務規則及び佐久市建設工事事務処理規程（平成17年訓令第54号）の入札心得を熟読の上、参加のこと。

6 担当部課（問い合わせ先）

公告及び業務の内容	佐久市 経済部耕地林務課（佐久市中込 3056） TEL：0267－62－3247（直通）（内線）287 FAX：0267－62－2269 Eメール：kotirinmu@city.saku.nagano.jp
-----------	---

事後審査型一般競争入札（電子入札）の執行について

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱（平成 2 0 年告示第 6 8 号）による事後審査型一般競争入札を次のとおり実施するので、佐久市財務規則（平成 1 7 年規則第 3 9 号）第 1 0 5 条及び佐久市電子入札実施要綱（平成 2 8 年告示第 2 0 号）第 4 条の規定により公告する。

令和 8 年 7 月 8 日

佐久市長 柳 田 清 二

1 入札対象工事

工 事 名 （ 発 注 課 ）	令和 8 年度 農山漁村地域整備交付金事業 林道九竜平線 橋梁修繕工事 （ 経 済 部 耕 地 林 務 課 ）
工 事 場 所	佐久市 志賀 板ヶ澤 地区
工 事 概 要	物見沢橋 橋梁修繕工 L = 1 5 . 3 4 m、W = 4 . 6 m 伸縮装置交換、橋台ひび割れ注入工、主桁横桁塗装塗替え工ほか
工 期	契約日から令和 9 年 3 月 10 日まで
備 考	佐久市電子入札実施要綱に定める入札方式による対象案件である。

2 入札参加資格要件

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第 4 条の規定に基づき、上記工事の事後審査型一般競争入札に参加することができる者は、佐久市建設工事等入札参加資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。)に登録されている者で、次に掲げる要件を「入札公告日から落札決定日まで」全て満たす者とする。

(1) 有資格者名簿に登録されている業種ごとの等級格付	・とび・土工・コンクリート工事の登録があり、その等級格付が A 級の者であること。
(2) 有資格者名簿に登録されている建設業許可区分	・とび・土工工事業について特定建設業又は一般建設業の許可を有していること。
(3) 配置技術者の資格等	・建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 26 条に規定する主任技術者又は監理技術者を配置できること。 ・配置技術者は、原則として入札参加申請日以前 3 か月以上の恒常的な雇用関係があること。 ・その他「佐久市建設工事の配置技術者について」に示す主任技術者等を配置できること。
(4) 本店等の所在地	・本店が佐久市内にあること。
(5) その他	・建設業法第 27 条の 23 に規定する有効な経営事項審査の結果の通知を受けていること。 ・佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第 4 条第 3 項及び第 4 項の規定に該当する者でないこと。

3 入札の日程等

入札手続等	期間 ・ 期日等	場所 ・ 留意事項等
設計図書等の閲覧	令和8年7月8日（水）から 入札日まで	・入札情報システムへの掲載、佐久市企画部契約課（本庁4階）
入札参加申請受付	令和8年7月8日（水）から 令和8年7月13日（月）まで （最終日は電子入札システムが稼働している時間まで）	・電子入札システムにより提出のこと。 ・添付書類は「事後審査型一般競争入札参加申請書（様式第1号）」とする。
設計図書等 の入札手続	令和8年7月8日（水）から 入札日まで	・入札情報システムよりダウンロードすること。
設計図書等に関する 質問受付	令和8年7月9日（木）から 令和8年7月14日（火）まで （午前8時30分から 午後5時15分まで）	・質問書様式は市ホームページからダウンロードすること（質問内容がわかるように具体的に記載すること）。 ・発注課（経済部 耕地林務課）へ持参又は電子入札システムにより提出すること。
質問回答の期日・方法	令和8年7月15日（水）以降	・発注課より入札情報システムにて回答する。
入札書等の提出期限	令和8年7月16日（木） 午前8時30分から 令和8年7月21日（火） 午後5時まで	・電子入札システムにより提出すること。
再度入札における入 札書の提出期限	令和8年7月23日（木） 午後3時まで	・電子入札システムにより提出すること。
入札開札日時・場所	令和8年7月23日（木） 午前8時30分から	・佐久市役所 7階 702会議室
落札者の決定等	・最低制限価格を下回った者（以下「失格者」という。）は、落札者とならない。 ・失格者は、当該対象入札に係る落札者がいない場合における再度の入札に参加することはできない。 ・予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札候補者とする。 ・落札候補者は入札参加資格確認書類を候補となった日又は翌日（閉庁日の場合はその翌日）に提出すること。 ・審査は、落札候補者から提出のあった入札参加資格確認書類を審査し、入札参加要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、予定価格の制限の範囲内で応札した次順位者の最低価格入札者から入札参加資格確認書類の提出を求め、順次審査を行い、入札参加資格を満たしている者1人が確認できるまで行うものとする。 ・落札者の決定は、原則として、確認書類が提出された日から起算して2日（閉庁日の場合はその翌日）以内に行うものとする。 ・落札者を決定したときは、直ちに落札者に対し連絡する。	

入札参加資格確認申請書提出について (落札候補者)	- 提出書類は「事後審査型一般競争入札参加資格確認書(様式第2号)」 「配置技術者決定届(様式第3号)」 「建設工事に係る営業所専任技術者名簿一覧」(様式第6号)及び「建設業許可申請に提出した専任技術者証明書(写し)」* 契約金額(税込)が、4,500万円(建築一式は9,000万円)以上の場合のみ。 「有効な経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し」 「現場代理人及び主任技術者等の通知書」 「現場代理人及び主任技術者(又は監理技術者)の経歴書」 「主任技術者及び監理技術者の資格を証する書類」 「現場代理人及び主任技術者(又は監理技術者)の雇用関係を証する書類」及び市が指定したものとする。 - 落札候補者として決定された日の翌日(閉庁日の場合はその翌日)までに持参又はメールにより提出すること。なお、郵送等による提出は認めないものとする。 - 入札参加資格確認書類を提出しないときは、当該入札者の行った入札は無効とする。 提出場所: 佐久市企画部契約課(本庁4階)
入札結果の公表	入札情報システム、佐久市企画部契約課(本庁4階)において閲覧にて公表する。

4 入札事項等

入札事項	- 入札回数は2回とし、第2回の入札をしても落札できないときは、第2回の最低入札者と地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号の規定による随意契約とする。この場合の見積回数は2回までとする。なお、見積書提出期限については別途契約課より連絡する。 - やむを得ず紙入札により入札に参加しようとする者は、佐久市電子入札実施要綱第8条の規定による所定の手続を行うこと。 - 落札者の決定に当たっては、電子入札システムに入力された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を電子入札システムに入力すること。 - 詳細な内訳について、発注課より提出を求められた場合は、当該工事の金抜設計書又は参考数量書に準じた内訳書を改めて提出すること。
低入札価格調査制度	適用なし
最低制限価格	適用あり 佐久市建設工事等の入札における最低制限価格制度実施要綱(平成21年告示第97号)による。
入札保証金	免除 (ただし、落札者が契約を締結しない場合、見積額の総額の100分の5の納付を要する。)
契約保証金	契約請負代金額の10分の1の金銭的保証
前払金	佐久市工事の前金払に関する取扱規程(平成17年訓令第56号)の規定による。
中間前払金	佐久市工事の中間前金払に関する取扱規程(平成20年訓令第14号)の規定による。
部分払金	佐久市財務規則第138条の規定による。
債務負担行為	適用なし
入札の無効	佐久市電子入札実施要綱第11条、佐久市財務規則第111条及び佐久市建設工事事務処理規程(平成17年訓令第54号)別記入札心得第8条の規定による。

5 入札金額の内訳書について(法改正<R7.12.12付け>に伴う内訳書記載内容の変更)

令和7年12月12日付けの「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正に基づき、入札参加者は材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金及び安全衛生経費を明示した工事費内訳書を提出してください。

なお、必要な内容の記載がない場合は、佐久市建設工事事務処理規程の入札心得第8条9項の取扱いとし「入札の無効(失格)」となりますので、ご注意ください。

6 その他の事項

- ・佐久市電子入札実施要綱、佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱、佐久市財務規則及び佐久市建設工事事務処理規程の入札心得を熟読の上、御参加ください。
- ・請負者は下請けを利用する場合、可能な限り市内に本社を有する業者又は市内に支店若しくは営業所を有する業者を下請負人としてください。

7 担当部課（問合せ先）

公 告 の 内 容	佐久市企画部契約課	（佐久市中込 3056）	TEL. 0267－62－3084（直通）
工 事 の 内 容	佐久市経済部耕地林務課	（佐久市中込 3056）	TEL. 0267－62－3242（直通）

事後審査型一般競争入札（電子入札）の執行について

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱（平成 2 0 年告示第 6 8 号）による事後審査型一般競争入札を次のとおり実施するので、佐久市財務規則（平成 1 7 年規則第 3 9 号）第 1 0 5 条及び佐久市電子入札実施要綱（平成 2 8 年告示第 2 0 号）第 4 条の規定により公告する。

令和 8 年 7 月 8 日

佐久市長 柳 田 清 二

1 入札対象工事

工 事 名 (発 注 課)	令和 8 年度 緊急自然災害防止対策事業 市道 3 5 - 6 号線ほか 1 路線 道路防災工事 (建設部 道路建設課)
工 事 場 所	佐久市 常和 下宮前 地区
工 事 概 要	舗装工 L = 1 3 5 . 1 m W = 2 . 0 ~ 1 4 . 5 m A = 4 7 0 m ²
工 期	契約日から令和 9 年 1 月 22 日まで
備 考	佐久市電子入札実施要綱に定める入札方式による対象案件である。

2 入札参加資格要件

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第 4 条の規定に基づき、上記工事の事後審査型一般競争入札に参加することができる者は、佐久市建設工事等入札参加資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。)に登録されている者で、次に掲げる要件を「入札公告日から落札決定日まで」全て満たす者とする。

(1) 有資格者名簿に登録されている 業 種 ご と の 等 級 格 付	・ 舗装工事の登録があり、その等級格付が A ・ B 級の者であること。
(2) 有資格者名簿に登録されている 建 設 業 許 可 区 分	・ 舗装工事業について特定建設業又は一般建設業の許可を有していること。
(3) 配 置 技 術 者 の 資 格 等	・ 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 26 条に規定する主任技術者又は 監理技術者を配置できること。 ・ 配置技術者は、原則として入札参加申請日以前 3 か月以上の恒常的な 雇用関係があること。 ・ その他「佐久市建設工事の配置技術者について」に示す主任技術者等を 配置できること。
(4) 本 店 等 の 所 在 地	・ 入札参加資格要件（1）において、等級格付が A 級の者は、本店が佐久 市内にあること。また、B 級の者は、本店が佐久市内にあり、かつ有資 格者名簿の地区情報において市南部地区（野沢・中込・臼田）として登 録されていること。
(5) そ の 他	・ 建設業法第 27 条の 23 に規定する有効な経営事項審査の結果の通知を受 けていること。 ・ 佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第 4 条第 3 項及び第 4 項の規定 に該当する者でないこと。

3 入札の日程等

入札手続等	期間 ・ 期日等	場所 ・ 留意事項等
設計図書等の閲覧	令和8年7月8日（水）から 入 札 日 ま で	・入札情報システムへの掲載、佐久市企画部契約課（本庁4階）
入 札 参 加 申 請 受 付	令和8年7月8日（水）から 令和8年7月13日（月）まで （最終日は電子入札システムが稼働している時間まで）	・電子入札システムにより提出のこと。 ・添付書類は「事後審査型一般競争入札参加申請書（様式第1号）」とする。
設 計 図 書 等 の 入 札 手 続	令和8年7月8日（水）から 入 札 日 ま で	・入札情報システムよりダウンロードすること。
設計図書等に関する 質 問 受 付	令和8年7月9日（木）から 令和8年7月14日（火）まで （午前8時30分から 午後5時15分まで）	・質問書様式は市ホームページからダウンロードすること（質問内容がわかるように具体的に記載すること）。 ・発注課（建設部 道路建設課）へ持参又は電子入札システムにより提出すること。
質問回答の期日・方法	令和8年7月15日（水）以降	・発注課より入札情報システムにて回答する。
入 札 書 等 の 提 出 期 限	令和8年7月16日（木） 午前8時30分から 令和8年7月21日（火） 午後5時まで	・電子入札システムにより提出すること。
再度入札における入 札 書 の 提 出 期 限	令和8年7月23日（木） 午後3時まで	・電子入札システムにより提出すること。
入 札 開 札 日 時 ・ 場 所	令和8年7月23日（木） 午前8時30分から	・佐久市役所 7階 702 会議室
落 札 者 の 決 定 等	・失格基準価格を下回った者（以下「失格者」という。）は、落札者とならない。 ・失格者は、当該対象入札に係る落札者がいない場合における再度の入札に参加することはできない。 ・予定価格の制限の範囲内で、失格基準価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札候補者とする。 ・落札候補者は入札参加資格確認書類を候補となった日又は翌日（閉庁日の場合はその翌日）に提出すること。 ・審査は、落札候補者から提出のあった入札参加資格確認書類を審査し、入札参加要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、予定価格の制限の範囲内で応札した次順位者の最低価格入札者から入札参加資格確認書類の提出を求め、順次審査を行い、入札参加資格を満たしている者1人が確認できるまで行うものとする。 ・落札者の決定は、原則として、確認書類が提出された日から起算して2日（閉庁日の場合はその翌日）以内に行うものとする。 ・落札者を決定したときは、直ちに落札者に対し連絡する。	

入札参加資格確認申請書提出について (落札候補者)	- 提出書類は「事後審査型一般競争入札参加資格確認書(様式第2号)」 「配置技術者決定届(様式第3号)」 「建設工事に係る営業所専任技術者名簿一覧」(様式第6号)及び「建設業許可申請に提出した専任技術者証明書(写し)」* 契約金額(税込)が、4,500万円(建築一式は9,000万円)以上の場合のみ。 「有効な経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し」 「現場代理人及び主任技術者等の通知書」 「現場代理人及び主任技術者(又は監理技術者)の経歴書」 「主任技術者及び監理技術者の資格を証する書類」 「現場代理人及び主任技術者(又は監理技術者)の雇用関係を証する書類」及び市が指定したものとする。 - 落札候補者として決定された日の翌日(閉庁日の場合はその翌日)までに持参又はメールにより提出すること。なお、郵送等による提出は認めないものとする。 - 入札参加資格確認書類を提出しないときは、当該入札者の行った入札は無効とする。 提出場所: 佐久市企画部契約課(本庁4階)
入札結果の公表	入札情報システム、佐久市企画部契約課(本庁4階)において閲覧にて公表する。

4 入札事項等

入札事項	- 入札回数は2回とし、第2回の入札をしても落札できないときは、第2回の最低入札者と地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号の規定による随意契約とする。この場合の見積回数は2回までとする。なお、見積書提出期限については別途契約課より連絡する。 - やむを得ず紙入札により入札に参加しようとする者は、佐久市電子入札実施要綱第8条の規定による所定の手続を行うこと。 - 落札者の決定に当たっては、電子入札システムに入力された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を電子入札システムに入力すること。 - 詳細な内訳について、発注課より提出を求められた場合は、当該工事の金抜設計書又は参考数量書に準じた内訳書を改めて提出すること。
低入札価格調査制度	適用なし
失格基準価格	適用あり 佐久市建設工事等の入札における失格基準価格制度実施要綱(平成24年告示第107号)による。
入札保証金	免除 (ただし、落札者が契約を締結しない場合、見積額の総額の100分の5の納付を要する。)
契約保証金	契約請負代金額の10分の1の金銭的保証
前払金	佐久市工事の前金払に関する取扱規程(平成17年訓令第56号)の規定による。
中間前払金	佐久市工事の中間前金払に関する取扱規程(平成20年訓令第14号)の規定による。
部分払金	佐久市財務規則第138条の規定による。
債務負担行為	適用なし
入札の無効	佐久市電子入札実施要綱第11条、佐久市財務規則第111条及び佐久市建設工事事務処理規程(平成17年訓令第54号)別記入札心得第8条の規定による。

5 入札金額の内訳書について(法改正<R7.12.12付け>に伴う内訳書記載内容の変更)

令和7年12月12日付けの「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正に基づき、入札参加者は材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金及び安全衛生経費を明示した工事費内訳書を提出してください。

なお、必要な内容の記載がない場合は、佐久市建設工事事務処理規程の入札心得第8条9項の取扱いとし「入札の無

効（失格）」となりますので、ご注意ください。

6 その他の事項

- ・佐久市電子入札実施要綱、佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱、佐久市財務規則及び佐久市建設工事事務処理規程の入札心得を熟読の上、御参加ください。
- ・請負者は下請けを利用する場合、可能な限り市内に本社を有する業者又は市内に支店若しくは営業所を有する業者を下請負人としてください。

7 担当部課（問合せ先）

公 告 の 内 容	佐久市企画部契約課	（佐久市中込 3056）	TEL. 0267－62－3084（直通）
工 事 の 内 容	佐久市建設部道路建設課	（佐久市中込 3056 南棟）	TEL. 0267－62－3381（直通）

事後審査型一般競争入札（電子入札）の執行について

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱（平成 2 0 年告示第 6 8 号）による事後審査型一般競争入札を次のとおり実施するので、佐久市財務規則（平成 1 7 年規則第 3 9 号）第 1 0 5 条及び佐久市電子入札実施要綱（平成 2 8 年告示第 2 0 号）第 4 条の規定により公告する。

令和 8 年 7 月 8 日

佐久市長 柳 田 清 二

1 入札対象工事

工 事 名 (発 注 課)	令和 8 年度 公共 汚水 中込原分区 2 0 号線 管路改築工事 (環境部 下水道課)
工 事 場 所	佐久市 根々井 字 供養塚
工 事 概 要	管更生工（形成工法）φ 3 0 0 L = 4 8 m マンホール蓋更新工 N = 1 箇所
工 期	契約日から令和 9 年 3 月 5 日まで
備 考	佐久市電子入札実施要綱に定める入札方式による対象案件である。

2 入札参加資格要件

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第 4 条の規定に基づき、上記工事の事後審査型一般競争入札に参加することができる者は、佐久市建設工事等入札参加資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。))に登録されている者で、次に掲げる要件を「入札公告日から落札決定日まで」全て満たす者とする。

(1) 有資格者名簿に登録されている業種ごとの等級格付	・土木一式工事の登録があり、その等級格付が A ・ B ・ C ・ D 級の者であること。
(2) 有資格者名簿に登録されている建設業許可区分	・土木工事業について特定建設業又は一般建設業の許可を有していること。
(3) 配置技術者の資格等	・建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 26 条に規定する主任技術者又は監理技術者を配置できること。 ・配置技術者は、原則として入札参加申請日以前 3 か月以上の恒常的な雇用関係があること。 ・その他「佐久市建設工事の配置技術者について」に示す主任技術者等を配置できること。
(4) 本店等の所在地	・本店が佐久市内にあり、かつ有資格者名簿の地区情報において浅間地区として登録されていること。
(5) その他	・建設業法第 27 条の 23 に規定する有効な経営事項審査の結果の通知を受けていること。 ・佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第 4 条第 3 項及び第 4 項の規定に該当する者でないこと。

3 入札の日程等

入札手続等	期間 ・ 期日等	場所 ・ 留意事項等
設計図書等の閲覧	令和8年7月8日（水）から 入 札 日 ま で	・入札情報システムへの掲載、佐久市企画部契約課（本庁4階）
入 札 参 加 申 請 受 付	令和8年7月8日（水）から 令和8年7月13日（月）まで （最終日は電子入札システムが稼働している時間まで）	・電子入札システムにより提出のこと。 ・添付書類は「事後審査型一般競争入札参加申請書（様式第1号）」とする。
設 計 図 書 等 の 入 札 手 続	令和8年7月8日（水）から 入 札 日 ま で	・入札情報システムよりダウンロードすること。
設計図書等に関する 質 問 受 付	令和8年7月9日（木）から 令和8年7月14日（火）まで （午前8時30分から 午後5時15分まで）	・質問書様式は市ホームページからダウンロードすること（質問内容がわかるように具体的に記載すること）。 ・発注課（環境部 下水道課）へ持参又は電子入札システムにより提出すること。
質問回答の期日・方法	令和8年7月15日（水）以降	・発注課より入札情報システムにて回答する。
入 札 書 等 の 提 出 期 限	令和8年7月16日（木） 午前8時30分から 令和8年7月21日（火） 午後5時まで	・電子入札システムにより提出すること。
再度入札における入 札 書 の 提 出 期 限	令和8年7月23日（木） 午後3時まで	・電子入札システムにより提出すること。
入 札 開 札 日 時 ・ 場 所	令和8年7月23日（木） 午前8時30分から	・佐久市役所 7階 702 会議室
落 札 者 の 決 定 等	・失格基準価格を下回った者（以下「失格者」という。）は、落札者とならない。 ・失格者は、当該対象入札に係る落札者がいない場合における再度の入札に参加することはできない。 ・予定価格の制限の範囲内で、失格基準価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札候補者とする。 ・落札候補者は入札参加資格確認書類を候補となった日又は翌日（閉庁日の場合はその翌日）に提出すること。 ・審査は、落札候補者から提出のあった入札参加資格確認書類を審査し、入札参加要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、予定価格の制限の範囲内で応札した次順位者の最低価格入札者から入札参加資格確認書類の提出を求め、順次審査を行い、入札参加資格を満たしている者1人が確認できるまで行うものとする。 ・落札者の決定は、原則として、確認書類が提出された日から起算して2日（閉庁日の場合はその翌日）以内に行うものとする。 ・落札者を決定したときは、直ちに落札者に対し連絡する。	

入札参加資格確認申請書提出について (落札候補者)	- 提出書類は「事後審査型一般競争入札参加資格確認書(様式第2号)」 「配置技術者決定届(様式第3号)」 「建設工事に係る営業所専任技術者名簿一覧」(様式第6号)及び「建設業許可申請に提出した専任技術者証明書(写し)」* 契約金額(税込)が、4,500万円(建築一式は9,000万円)以上の場合のみ。 「有効な経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し」 「現場代理人及び主任技術者等の通知書」 「現場代理人及び主任技術者(又は監理技術者)の経歴書」 「主任技術者及び監理技術者の資格を証する書類」 「現場代理人及び主任技術者(又は監理技術者)の雇用関係を証する書類」及び市が指定したものとする。 - 落札候補者として決定された日の翌日(閉庁日の場合はその翌日)までに持参又はメールにより提出すること。なお、郵送等による提出は認めないものとする。 - 入札参加資格確認書類を提出しないときは、当該入札者の行った入札は無効とする。 提出場所: 佐久市企画部契約課(本庁4階)
入札結果の公表	入札情報システム、佐久市企画部契約課(本庁4階)において閲覧にて公表する。

4 入札事項等

入札事項	- 入札回数は2回とし、第2回の入札をしても落札できないときは、第2回の最低入札者と地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号の規定による随意契約とする。この場合の見積回数は2回までとする。なお、見積書提出期限については別途契約課より連絡する。 - やむを得ず紙入札により入札に参加しようとする者は、佐久市電子入札実施要綱第8条の規定による所定の手続を行うこと。 - 落札者の決定に当たっては、電子入札システムに入力された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を電子入札システムに入力すること。 - 詳細な内訳について、発注課より提出を求められた場合は、当該工事の金抜設計書又は参考数量書に準じた内訳書を改めて提出すること。
低入札価格調査制度	適用なし
失格基準価格	適用あり 佐久市建設工事等の入札における失格基準価格制度実施要綱(平成24年告示第107号)による。
入札保証金	免除 (ただし、落札者が契約を締結しない場合、見積額の総額の100分の5の納付を要する。)
契約保証金	契約請負代金額の10分の1の金銭的保証
前払金	佐久市工事の前金払に関する取扱規程(平成17年訓令第56号)の規定による。
中間前払金	佐久市工事の中間前金払に関する取扱規程(平成20年訓令第14号)の規定による。
部分払金	佐久市財務規則第138条の規定による。
債務負担行為	適用なし
入札の無効	佐久市電子入札実施要綱第11条、佐久市財務規則第111条及び佐久市建設工事事務処理規程(平成17年訓令第54号)別記入札心得第8条の規定による。

5 入札金額の内訳書について(法改正<R7.12.12付け>に伴う内訳書記載内容の変更)

令和7年12月12日付けの「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正に基づき、入札参加者は材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金及び安全衛生経費を明示した工事費内訳書を提出してください。

なお、必要な内容の記載がない場合は、佐久市建設工事事務処理規程の入札心得第8条9項の取扱いとし「入札の無

効（失格）」となりますので、ご注意ください。

6 その他の事項

- ・佐久市電子入札実施要綱、佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱、佐久市財務規則及び佐久市建設工事事務処理規程の入札心得を熟読の上、御参加ください。
- ・請負者は下請けを利用する場合、可能な限り市内に本社を有する業者又は市内に支店若しくは営業所を有する業者を下請負人としてください。

7 担当部課（問合せ先）

公 告 の 内 容	佐久市企画部契約課（佐久市中込 3056） TEL. 0267－62－3084（直通）
工 事 の 内 容	佐久市環境部下水道課（佐久市中込 1335 佐久市下水道管理センター内） TEL. 0267－63－0101（直通）